

「環境まちづくり」の推進に向けて ～「吹田市環境影響評価条例」改正の検討について～

1 基本理念

本市は、「環境世界都市すいた」を目指す、というメッセージを発信し、国に先駆けて意欲的な温室効果ガス排出量削減目標を定めました。地球規模で持続可能な社会を実現するには、まずは地域に応じた実効性ある活動に一人ひとりが実践的に取組まなければなりません。

この考えに沿って、平成21年（2009年）3月に策定した吹田市第2次環境基本計画に基づき、全ての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、市民・事業者・行政の協働により地球環境及び生態系にかかる環境負荷を可能な限り小さくする社会づくりを推進しています。

このように、循環を基調とする低炭素社会、持続可能な社会の実現をはかるため、環境をまちづくりの基盤に置くという考え方を「環境まちづくり」と定義し、基本理念とするものです。

2 背景と目的

条例が果たしてきた役割

本市は、これまで吹田市環境影響評価条例（以下、「条例」という。）の運用により、大規模な開発事業者に対して、事業者自らが環境負荷の低い計画に取り組むよう働きかけ、いくつかの事業を対象に環境負荷の低減に努めてきました。

吹田市の現状

しかし、一部地域において、条例の対象とならない規模での事業が集中的になされ、まちの様子が大きく変わった事例が見られます。今後、千里ニュータウンの再生や東部拠点でのまちづくりが進むとともに、民間宅地での大規模な開発事業の実施も見込まれます。

まちづくりの方向性

事業者が積極的に「環境まちづくり」に取り組むためには、事業に環境面で十分な配慮を行うことが、事業計画地周辺はもとより、より広い地域の環境へも良好な影響をもたらすだけではなく、事業価値の向上にもつながる、という認識が市民・事業者・行政に共有されなければなりません。

以上により、「環境まちづくり」を有効に進めるため、制定後10年以上を経過した条例の見直しを図ることで、手続の実効性が高く、その内容が市民にとってわかりやすく、また事業者にとって過剰な負担とならない仕組みにしようとするものです。

3 見直し事項

- (1) 目的
- (2) 対象事業
- (3) 実施手順
- (4) 手続期間
- (5) 環境影響評価等における科学的審査事項
- (6) 環境コミュニケーションの方法

